主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小林健治、同妹尾修一朗の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、第一審判決判示第一の所為と同第二の所為とが併合罪となるか、一所為数法となるかの点に対しては、原審において何ら主張されず、したがつて、原判決の判断していない事項に関するもので、所論判例違反の主張は、適法な上告理由とならない。また、同第二点は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四六年三月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	松	本	正	雄
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	/]\	郷